

# 農地中間管理事業に係る借受希望者の募集・応募方法について

平成 30 年 5 月 7 日

農地の集積・集約化を進める農地中間管理事業の実施に際して、農地の借受希望者を円滑に募集するため、公益財団法人やまがた農業支援センター（以下「センター」という。）農地中間管理事業規程に基づき、募集及び応募については下記の方法で行いますので、御協力方よろしく申し上げます。

## 記

### 1 募集の区域

募集の区域は、市町村又はこれより小さい区域（人・農地プランの区域等を参考に空白域ができないように設定）とし、当該市町村の意見を聞いて決定します。

なお、地域集積協力金の対象となる単位とは異なりますので、そちらについては別途御確認ください。

### 2 募集区域の説明

センターホームページ上で、市町村からの回答に基づき、募集区域ごとに次の事項を公表します。

- ① ほ場整備の状況（整備済み、未整備等）
- ② 農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯、果樹地帯等）
- ③ 当該区域内に担い手が十分いるかどうか  
（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）

### 3 応募の方法

- (1) 申込書は、公表してある設定区域ごとに提出する必要がありますので、複数の地区に申し込む場合は、それぞれ（複数枚）提出する必要があります。
- (2) 農地の借受希望者は、借受希望申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記載のうえ、市町村の農政担当課へ持参又は郵送して応募します。  
また、センターへ直接電子メールで応募することも可能です（電子メールでの応募の場合は、原則PDF（押印あるもの）となります）。
- (3) 申込書用紙は、センターホームページ上で様式を出力できます。又、市町村農政担当課窓口でも準備します。
- (4) 市町村は、受付後（センターへ直接電子メールでの応募があった場合は、市町村に送付）、当該応募者の情報をデータ入力し、申込書とともにセンターに提出します。

### 4 募集期間

平成 30 年度の借受希望者の募集期間は、平成 30 年 5 月 7 日から平成 31 年 2 月 28 日までとし、8 月 31 日・10 月 31 日・12 月 28 日・1 月 31 日・2 月 28 日に取りまとめのうえ、公表します。

## 5 応募者の確認内容等

- ① 借受けを希望する農用地等の種別、面積
- ② 借受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
- ③ 希望するほ場・賃借料等の条件
- ④ 借受けを希望する期間
- ⑤ 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模拡大、農地の集約化、新規参入等）
- ⑥ 現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）
- ⑦ その他必要な事項（氏名又は名称、住所、経営主の年齢、中心経営体・認定農業者・認定新規就農者など担い手としての位置付けの有無、法人の場合は、更に構成員数等）
- ⑧ 農用地等の貸付先の決定を公平、適正に行ううえで必要がある場合には、その希望内容を正確に把握し、又、要件を満たすかどうか調査するため、応募者に対するヒアリングを行います。

## 6 応募者の公表

応募内容から次の事項を整理し、センターホームページ上で公表します。

- ① 氏名又は名称
- ② 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
- ③ 借受けを希望する農用地等の種別、面積
- ④ 借受けた農用地等に作付けしようとする作物の種類

## 7 留意事項

- (1) 応募内容は、変更又は取下げの申出がない限り、当面、継続されます。
- (2) 応募内容の変更や取下げを希望する場合は、申込先（市町村農政担当課）へ申し出る（変更申込書・取下申出書の提出）必要があります。
- (3) 申込みは、応募内容の公表に同意することが前提となります。
- (4) 応募内容等の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本事業の実施のためだけに利用します。具体的には、農地の貸付希望者との交渉や、県・国への報告等に利用するほか、関係機関に情報提供します。